明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（内閣府四八）　一
○証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令（同四九）　八
〔告　示〕
○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（金融庁五九）　三〇
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（同六〇）　三〇
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度ＩＴパスポート試験及び平成二十四年度春期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、独立行政法人産業技術総合研究所、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一〇三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇四
会社その他
会社決算公告　一〇五

府令

○内閣府令第四十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年七月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　清算集中（第二条）
第三章　取引情報の保存及び報告（第三条―第十一条）
第四章　取引情報蓄積機関（第十二条―第二十一条）
第五章　雑則（第二十二条）
附則

第一章　総則

第一条　この府令において「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品」、「金融指標」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」又は「外国金融商品取引清算機関」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品、金融指標、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。

2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　オプション　法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

二　登録金融機関　法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。

三　第一種金融商品取引業　法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。

四　金融商品取引業者等　法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

五　清算参加者　法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。

六　連携清算機関等　法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。

七　連携金融商品債務引受業務　法第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。

八　金融商品取引清算機関等　法第百五十六条の六十三第一項に規定する金融商品取引清算機関等をいう。

九　清算集中等取引情報　法第百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。

十　取引情報　法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。

十一　取引情報蓄積機関　法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。

十二　指定外国取引情報蓄積機関　法第百五十六条の六十四第三項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。

十三　取引情報蓄積業務　法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積業務をいう。

十四　取引情報収集契約　法第百五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。

第二章　清算集中

第二条　法第百五十六条の六十二第一号に規定する内閣府令で定める取引は、法第二条第二十二項第六号に掲げる取引であって、複数の内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この項において同じ。）の信用状態に係る事由又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条に規定する事由（複数の内国法人に係るものに限る。）を同号に規定する事由とするもののうち、金融庁長官が指定するものとする。